

韓国—日本製空気圧伝送用バルブに対する AD 措置(WT/DS504/R)

1. 事案の概要

- 韓国が、2015年3月17日付最終決定に基づいて課した、日本産空気圧伝送用バルブに対するAD措置に関して、日本が提訴した事案。
- 本件では、付託事項の範囲、並びに被調査製品の平均価格が国内産品よりも高い場合の価格の押下げ又は上昇抑制の認定等のWTO協定整合性等が争われた（2018年4月12日にパネル報告書配布、現在上訴中）。

2. 主要論点と結論

- ① AD協定第3.1条所定の積極的な証拠の客観的な検討に基づかないという請求は付託事項として適切か。本パネルは、AD協定第3.1条の基本原則は、AD協定第3条所定のその他の義務と分離又は独立して判断できるような独立の義務を構成せず(7.33)、「どのように、又は何故」を示していないので、付託事項として不十分であると判断した(7.35等)。
- ② 被調査製品の平均価格が国内産品よりも高い場合において、特定のモデルの特定の個別取引の価格が国内産品の平均価格を下回っていることを理由として価格の押下げ又は上昇抑制を認定できるか。本パネルは、中国—GOES上級委の判断を踏襲して、時期及び量が異なる個別取引の関連性又は程度について調査当局が説明しない限り、価格比較可能性が確保されないとして、AD協定第3.1条及び第3.5条に不整合と判断した(7.322等)。
- ③ AD協定第6.9条（重要事実の開示）及びAD協定第12.2条（公告）の不整合の請求について、各条文の文言の記載に基本的に留まる程度で付託事項として適切か。本パネルは、これらの条文の文言の記載のみでは「どのように、又は何故」が示されないので、付託事項として不十分であると判断した(7.517及び7.540)。

3. 本件判断の意義

- 本件は、付託事項に関して、「どのように、又は何故」の記載の不足を理由としていくつかの請求について付託事項の範囲外と判断した点が特徴的である。
- 被調査製品の平均価格が国内産品よりも高い場合において、中国—GOES上級委の判断を踏襲して、価格の押下げ又は上昇抑制の認定において当局に対して合理的な説明を要求した点は評価できる。

韓国—日本製空気圧伝送用バルブに対する AD 措置(WT/DS504/R)

第 1 経緯

本件は、韓国による日本製空気圧伝送用バルブに対する AD 措置（「本件措置」）の AD 協定整合性について争われた案件である。本件措置は、韓国政府により 2014 年 2 月 21 日に開始され、2015 年 3 月 17 日に最終決定が利害関係者に送付され、ダンピング及び損害が認定された（2.3 及び 2.4）。

日本は、2016 年 3 月 15 日に協議要請をし、本パネルは 2016 年 7 月 4 日に設置され、2018 年 4 月 12 日にパネル報告が出された。現在は、日本及び韓国の双方が上級委に対して上訴中である。

第 2 主な論点

1. 積極的な証拠(positive evidence)の客観的な検討(objective examination)に基づかないことのみを記載した請求の付託事項としての可否
2. ダンピング輸入の国内産業への影響
3. 因果関係
4. 情報の守秘
5. 重要事実の開示
6. 公告
7. 結果として生じる主張

第 3 パネルの主な判断

1. 積極的な証拠(positive evidence)の客観的な検討(objective examination)に基づかないことのみを記載した請求の付託事項としての可否

1-1. 国内産業の定義

(1) 論点

「国内産業の定義が AD 協定第 3.1 条及び第 4.1 条所定の積極的な証拠の客観的な検討に

基づかない」という請求が、DSU6.2条所定の「問題を明確に提示するために十分な法的根拠の簡潔な要約」の要件を満たしたか否か(7.38)。

(2) 判断基準

・請求には「どのように、又は何故」対象措置がWTO協定に不整合か示されなければならない(7.24)¹。

・請求に必要となる特定性及び明確性は、個別の状況に基づいてケースバイケースで検討される(7.34)。

・AD協定第3.1条は基本的な義務として残りのAD協定第3条を柱書として指導し、損害認定に関する包括的な規定である。AD協定第3.1条の基本原則は、AD協定第3条所定のその他の義務と分離又は独立して判断できるような独立の義務を構成しない(7.33)。従って、AD協定第1文への単なる言及又は「積極的な証拠」や「客観的な検討」等のその文言への言及のみでは、通常は、「どのように、又は何故」を示しておらず、問題を明確に提示するために十分であるとはいえない(7.35)。

(3) 事実のあてはめ

・本件の請求は、独立の義務を構成しないAD協定第3.1条の基本原則である「積極的な証拠の客観的な検討」にのみ基づいており、「どのように、又は何故」を示しておらず、問題を明確に提示するために十分でない(7.63及び7.64)。

(4) 結論

「国内産業の定義がAD協定第3.1条及び第4.1条所定の積極的な証拠の客観的な検討に基づかない」という請求は付託事項に含まれない(7.67)。

1-2. ダンピング輸入の量、ダンピング輸入の価格への影響

(1) 論点

「被調査製品の輸入の著しい増加の分析」並びに「被調査製品の国内製品の価格への影響」がAD協定第3.1条及び第3.2条所定の積極的な証拠の客観的な検討に基づかない」という請求のそれぞれが、DSU6.2条所定の「問題を明確に提示するために十分な法的根拠の簡潔な要約」の要件を満たしたか否か(7.68及び7.69並びに7.97)。

(2) 判断及び事実のあてはめ

(上記1-1(2)及び(3)と同様の判断及び事実のあてはめを行った)(7.90及び7.91並びに7.128及び7.129)

¹ EC-通関措置上級委報告(WT/DS315/AB/R)パラ130を引用

(3) 結論

請求は付託事項に含まれない(7.94 及び 7.131)。

2. ダンピング輸入の国内産業への影響

2-1. 付託事項

(1) 論点

以下の4つの観点からダンピング輸入の国内産業への影響の分析のAD協定第3.1条及び第3.4条の不整合を争う請求の付託事項としての適否(7.132、7.134、7.141、7.144 及び 7.146)：

- (a) AD協定第3.2条所定の量及び価格の影響に関する認定とAD協定第3.4条所定の国内産業の状態との間における論理的関連性の欠如；
- (b) ダンピング輸入の国内産業の状況への説明的な力(explanatory force)の検討の欠如；
- (c) AD協定第3.4条に列挙された関連する経済的要因の検討の欠如；並びに
- (d) 積極的な傾向の考慮の欠如

(2) 判断及び事実のあてはめ

・AD協定第3.4条は、考慮されなければならない要因の強制的な(mandatory)リストを定めるものであり、各要因の考慮は同条の順守のために必要なものである(7.168)。従って、各要因を考慮しなかったことによるAD協定第3.1条及び第3.4条の不整合という請求は、「どのように、又は何故」の要件を満たし、付託事項に含まれる(7.170)。日本が主張書面(submission)で述べた、AD協定第3.4条所定の要因のうちの2つ(資本調達能力及びダンピングマージンの程度)の検討の欠如は、請求(claim)を論証するための議論(argument)である(7.170)。

・その他の請求については、「どのように、又は何故」の記述がない(7.173)。

(3) 結論

AD協定第3.4条所定の要因のうちの2つ(資本調達能力及びダンピングマージンの程度)の検討の欠如という請求のみ付託事項の範囲であり、その他の請求は付託事項の範囲外である(7.175)。

2-2. 実体判断

(1) 論点

AD協定第3.4条所定の要因のうちの2つ(資本調達能力及びダンピングマージンの程度)の検討の適否

(2) 判断及び事実のあてはめ

・資本調達能力に関して、調査期間の当初2年間における投資増加の事実と、投資調達能力の全体的な減少という調査当局の認定事実は必ずしも矛盾しないので、当該事実のみでは日本はAD協定第3.1条及び第3.4条との不整合を立証したとはいえない(7.185)。

・ダンピングマージンの程度について、評価方法はAD協定上定められていないが、ダンピングマージンが僅少でないことのみでの認定では不十分である(7.189)。本件で調査当局はダンピングマージンの程度が著しい(significant)と判断しており、単なるマージンの存在のみを認定しているわけではない(7.189)。

(3) 結論

協定不整合は認められない(7.192)。

3. 因果関係

3-1. 独立の因果関係

(1) 論点

AD協定第3.2条及び第3.4条への量、価格影響の分析の不整合の問題とは独立して、量、価格影響等の不適切な分析によって因果関係の認定がAD協定第3.1条及び第3.5条に不整合であるか否か(7.195)。

(2) 付託事項

本件の請求は付託事項の範囲であるが、独立の因果関係の整合性に関する主張のみが判断の対象となる(7.226及び7.227)。

(3) 実体判断

・量に関して、調査当局は、ダンピング輸入の著しい増加の有無について考慮している(7.253)。ダンピング輸入の2010年～2012年の減少を無視せず、当該減少にかかわらず2012年～2013年におけるダンピング輸入の78.9%もの急激な回復があることに依拠したことは不合理ではない(7.254)。調査当局は、量及びシェアの変化について調査期間の始点及び終点の比較のみならず年次の変化も考慮している(7.257)。従って、量に関して、AD協定第3.1条及び第3.5条の不整合は立証されていない(7.258)

・価格に関して、調査当局は平均販売価格の比較により価格の下回り(price undercutting)は存在しないと認定した(7.261)。その上で、調査当局は、特定のモデルの被調査製品の特定の個別取引の輸入価格が当該モデルの国内製品の平均価格を下回ることを特に根拠として、価格の押下げ(depression)及び上昇抑制(supression)の存在を認定した(7.270)。対象と

された個別取引は時期及び量が異なるので、偏見のない合理的な調査当局であれば、当該差異の関連性又は程度について説明せずに比較できない(7.271)。個別の輸入価格と国内産品の平均価格を比較した点において比較可能性を確保しておらず、AD 協定第 3.1 条及び第 3.5 条に不整合である(7.272)。

・価格に関して、被調査産品と国内産品との間における平行な価格の傾向は、価格の比較可能性を示し得るが、価格可能性を認定するための決定的な証拠とまではならない(7.276)。2011 年～2012 年に被調査産品の価格が上昇したのに国内産品の価格が上昇せず、その後 2012 年～2013 年に被調査産品の価格が急激に下がったにもかかわらず国内産品の価格がほとんど減少しなかった点について、国内産品の価格が既に相当低かったとする調査当局の認定は、不合理ではない(7.277 及び 7.278)。従って、この点について AD 協定第 3.1 条及び第 3.5 条の不整合は立証されていない(7.296)。

・被調査産品の輸入価格の大部分が国内産品の価格よりも著しく高い場合において、価格の押下げの存在を認定することは、調査当局による分析及び説明なしには、困難である(中国-GOES 上級委報告パラ 138 を引用)(7.299)。本件では被調査産品全体の平均価格及び代表的モデルの価格が国内産品よりも高いところ(7.323)、特定のモデルにおける個別の下回りが他のモデルの価格に影響を与えた程度及び国内販売全体に与えた影響の程度について、調査当局は考慮していない(7.303)。従って、この点について AD 協定第 3.1 条及び第 3.5 条に不整合である(7.322)。

(4) 結論

・個別の輸入価格と国内産品の平均価格を比較した点において比較可能性を確保していない点において、AD 協定第 3.1 条及び第 3.5 条に不整合である(7.323)。

・本件の価格変動の傾向の差異では、AD 協定第 3.1 条及び第 3.5 条不整合は立証されない(7.323)。

・被調査産品全体の平均価格及び代表的モデルの価格が国内産品よりも高い状況下における価格の押下げ及び上場抑制の認定の考慮を怠った点において、AD 協定第 3.1 条及び第 3.5 条に不整合である(7.323)。

3-2. 因果関係の不適切な認定

(1) 論点

被調査産品の輸入の量及び価格の傾向と国内産業の利益との間における相関関係の不存在によって因果関係の認定が AD 協定第 3.1 条及び第 3.5 条に不整合であるか否か(7.196)。

(2) 付託事項

ダンピング輸入と損害との間の因果関係を調査当局が立証しなかったとの請求は、最低限の要件を満たしており、付託事項の範囲内である(7.233～7.235)。

(3) 実体判断

・量及び価格との相関関係については、既に上記 3-1 で AD 協定不整合が立証されていないと判断されたことにより、同じ根拠に基づく本論点でも AD 協定不整合は立証されない(7.353 及び 7.356)。

・利益との相関関係について、ダンピング輸入の価格上昇及び数量減少によって国内産業の利益の改善がなければ必ず因果関係無しというわけではない(7.380)。調査当局は、国内産業の営業損失とダンピング輸入との相関関係を合理的に考慮している(7.380)。

(4) 結論

AD 協定第 3.1 条及び第 3.5 条不整合は立証されない(7.361)。

3-3. 不適切な非帰責要因分析

(1) 論点

調査機関は非帰責要因を十分に考慮したか否か(7.198)。

(2) 付託事項

・請求は非帰責要因(第三国からの輸入、国内消費の傾向及び国内産業の輸出²)を「十分に(adequately)」考慮しなかったことについて要請しているので、ある非帰責要因を全く考慮しなかったということは請求の範囲外であると解釈すべきである(7.242)。よって、本件では、調査当局が一定の非帰責要因を考慮し、当該要因を十分に考慮せずに拒絶したという主張のみが付託事項に含まれる(7.243)。

(3) 実体判断及び結論

(各論点について調査当局の分析内容を検討した上で)(7.363~7.388)、AD 協定第 3.1 条及び第 3.5 条不整合は立証されない(7.389)。

4. 情報の守秘

(1) 論点

調査当局が守秘を認めた際の AD 協定第 6.5 条所定の正当な理由の有無(7.390)

(2) 判断及び事実のあてはめ

・正当な理由とは、公共及びその他の当事者に情報を提供しないことを正当化するに十分

² 7.362

な理由をいい、正当な理由は、情報の守秘を正当化するに足るほどその回避が重要となる潜在的結果のリスクによっても証明される(7.423)。

・本件において、情報提出企業が正当な理由を示し、又は調査当局が正当な理由を要求したとは記録上認められない(7.434)

(3) 結論

AD 協定第 6.5 条に不整合である(7.441)。

5. 重要事実の開示

(1) 論点

調査当局による AD 協定第 6.9 条に基づく重要事実の開示の有無(7.452)。

(2) 付託事項

本件の主張は AD 協定第 6.9 条の文言をそのまま反復しているに過ぎない(7.513 及び 7.514)。

(3) 結論

付託事項の範囲外である(7.517)。

6. 公告

(1) 論点

調査当局による AD 協定第 12.2 条に基づく公告の有無(7.518)。

(2) 付託事項

本件の主張は AD 協定第 12.2 条及び第 12.2.2 条の文言をそのまま反復しているに過ぎない(7.537)。

(3) 結論

付託事項の範囲外である(7.540)。

7. 結果として生じる主張

(1) 論点

AD 協定 3 条等の各条違反の結果として、AD 協定第 1 条及び GATT 第 VI 条違反が認め

られるのか否か(7.541)。

(2) 判断

・AD協定のその他の条項の不整合によりAD協定第1条の不整合も結果として発生するというAD協定第1条の内容に鑑みると、AD協定第1条の不整合は付託事項の範囲内である(7.547)。他方において、GATT第VI条は複数の義務を含むので、単なる同条への言及では不十分であり、付託事項の範囲外である(7.548)。

・前述したAD協定各条の違反により、AD協定第1条の不整合が結果として認められる(7.552)。

(3) 結論

AD協定第1条に不整合である(7.553)。

第4 解説

1. 付託事項：請求(claim)と議論(argument)の境界

本パネルでは、第3で記述したとおり、複数の請求について、DSU第6.2条所定の「問題を明確に提示するために十分な法的根拠の簡潔な要約」が認められず、付託事項の範囲外であるとして、実体判断がなされなかった。本パネルは、当該要件の解釈として、「どのように、又は何故」対象措置がWTO協定に不整合か示されなければならない(7.24)と判断基準を示し、「どのように、又は何故」の記述が請求に記載されていないとして、これらを付託事項の範囲外と判断している。

本パネルも、先例を引用しつつ、請求と議論とを区別し(7.22)、議論であれば請求の範囲を限定するものではない(7.128)と判断している。そこで、請求と議論の分水嶺となる、「どのように、又は何故」として要求される最低限度の判断基準が問題となる。この点、本パネル及びその他の先例において具体的に明確な基準は定められておらず、本パネル自身が認めているように、個別の案件ごとのケースバイケースの判断(7.34)にならざるを得ないと思われる。

例えば、本パネルでは、AD協定第3.1条所定の積極的な証拠の客観的な検討に基づかないという請求について、AD協定第3.1条が第3条のその他の義務の基本原則にまたがる義務であることを主な理由として、それだけでは「どのように、又は何故」が示されていないとして、付託事項の範囲外と判断したが、当該義務についてそのように判断した先例は今まで存在しないので、申立国としては予測可能性がなかったといえる。

他方において、本パネルは AD 協定第 3.4 条の経済的要因の全てを判断しなかったという請求について、本パネルは、付託事項の範囲内であり、具体的に経済的要因のうち 2 つが判断されなかったかは議論であると整理している。この請求と AD 協定第 3.1 条に基づく上記の請求との間において、実質的に結論を異にするほどの差異があるのか疑問である。なお、本パネルが、経済的要因のうち 2 つが判断されなかった点は議論の問題と整理しつつ、結論(7.175)において経済的要因のうち 2 つが判断されなかったことが請求として付託事項の範囲内であると判断しているのは、表現の問題かもしれないものの、矛盾しているようにも思われる。

また、本パネルは、非帰責要因を「十分に」検討しなかったという請求には非帰責要因を「全く」考慮しなかったことは含まれないと判断しているが、全く考慮しないということも不十分という概念に文脈上含まれると考えるのが自然であり、また、被申立国の防御機会としても問題ないと思われるので、そのような限定的な文言解釈の合理性は疑問である。

さらに、結果として生じる請求について、AD 協定第 1 条のみを付託事項の範囲内とし、GATT 第 VI 条を付託事項の範囲外とすることの合理性も疑問である。そもそも GATT 第 VI 条も AD 協定第 1 条として結果として生じる請求であり、「どのように、又は何故」は文脈上自明であるといえる。また、「どのように、又は何故」をあえて記載しても、非申立国がこの論点について具体的な反論等の防御活動をするわけでもないので無益である。

このように、本パネルの付託事項の判断についてはその合理性に疑問が残る点が少なくない。しかしながら、いずれにしてもケースバイケースの判断となるのであれば、申立国側としては、なるべく具体的な理由を記載した請求内容を多数列挙し、最後にバスケットクローズとしての包括的な請求を記載する等の対策を今後の案件では実施することが望ましいのではないかと考える。

2. 因果関係：被調査製品の価格帯が国内産品より高い場合の価格の押下げ等の認定のハードル

本パネルは、被調査製品の価格帯が国内産品より高い場合の価格の押下げ又は上昇抑制の認定について、調査当局による分析及び説明なしには困難であるという中国－GOES 上級委報告を踏襲し、特定のモデルにおける特定の個別輸入取引価格が国内産品の当該モデル平均価格を下回ることを主な理由として価格の押下げ及び上昇抑制を認定したことを AD 協定不整合と判断している。個別の取引が平均価格を下回ることを理由として損害及び因

果関係を認定するのであれば、当該個別の取引の全体への影響を十分に説明する必要があることは当然であるといえるので、本パネルのこの判断は合理的であるといえる。

新興国の対日 AD 調査においては、日本製品の価格帯が国内製品の価格帯を上回っていることが多いため、この論点は、日本企業の新興国 AD 調査における応訴活動及びその後の WTO 紛争解決手続において引き続き有利に活用できるといえる。